

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域における地球温暖化防止活動促進事業) 交付規程

平成26年5月23日 地温全第26052304号
一般社団法人地球温暖化防止全国ネット

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における地球温暖化防止活動促進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における地球温暖化防止活動促進事業)交付要綱(平成26年4月1日環地温発第14040122号。以下「交付要綱」という。)及び地域における地球温暖化防止活動促進事業実施要領(平成26年4月1日環地温発第14040123号。以下「実施要領」という。)の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、交付要綱第14条の規定に基づき、一般社団法人地球温暖化防止全国ネット(以下「全国ネット」という。)が、交付要綱第2条に定める間接補助事業に要する経費に対する補助金(以下「補助金」という。)交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 全国ネットは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)による地域地球温暖化防止活動推進センターの事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として全国ネットが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付を申請できる者は、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条第1項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センターとする。
 - 3 補助事業の実施に関して必要な事項は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

- 第4条 補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。
- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書を全国ネットに提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 全国ネットは、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 前条の規定による補助金交付申請書を受領してから、当該申請書に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 全国ネットは、第4条第2項ただし書により交付の申請がなされた場合において、消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 全国ネットは、第1項の通知に際して交付要綱第8条第11号に定める条件の他、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で全国ネットに申し出なければならない。

（契約等）

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、この規程の各条項を内容とする契約を締結し、全国ネットに届け出なければならない。

(変更申請)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を全国ネットに提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書を受理した場合には、第6条各項の規定を準用する。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を全国ネットに提出し、その承認を受けなければならない。

一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表の第2欄に掲げる補助対象経費相互間の経費の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の15%以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

2 全国ネットは、前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を全国ネットに提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を全国ネットに提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度の2月28日を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について、全国ネットの要求があったときは、遅滞なく様式第7による報告書を全国ネットに提出しなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第14条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく全国ネットに報告しなければならない。

(実績報告書)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第11条の規定に基づく補助事業の廃

止の承認を受けたときを含む。)は、当該事業を完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を全国ネットに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、消費税等仕入控除税額が明らかなきは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 全国ネットは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第9による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 全国ネットは、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 全国ネットは、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第17条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による請求書を全国ネットに提出しなければならない。

(是正のための措置)

第18条 全国ネットは、第15条第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

- 2 第15条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付決定の取消等)

第19条 全国ネットは、第11条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次の各号の一に該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令若しくはこの規程に違反し、又はこれらに基づく全国ネットの指示等を受け、この指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 全国ネットは、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 全国ネットは、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助事業の経理等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業の経費について収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その収支の内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助事業を完了した日（第11条の規定に基づき補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）の属する年度の終了後5年間、全国ネットの要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
 - 3 全国ネットは、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

- 第21条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11により速やかに全国ネットに報告しなければならない。
- 2 全国ネットは、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の返還については、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

(収益納付)

- 第22条 全国ネットは、補助事業者が補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(事業報告書の提出)

- 第23条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の補助事業の実施による地域における地球温暖化防止活動の取組状況について、様式第12による報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、前項の報告書及びその証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

- 第24条 全国ネットは、申請者及び補助事業者がこの規程に従って全国ネットに提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下「提出書類等」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

- 第25条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、全国ネットが別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業の内容	2 補助対象経費	3 基準額
地球温暖化対策の推進に関する法律により地域地球温暖化防止活動推進センターが実施するエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に資する事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、委託料、使用料及賃借料、及び消耗品費）並びにその必要な経費で全国ネットが承認した経費	全国ネットが必要と認められた額

様式第1 (第5条関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における
地球温暖化防止活動促進事業）補助金交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）
交付規程第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 5 その他参考資料

注 「5 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款又は寄付行為を添付すること。また、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条第1項に基づき、都道府県知事等により地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定されたことを証するもの（指定通知書等の写し）を添付すること。

地域における地球温暖化防止活動促進事業実施計画書

事業名	地域における地球温暖化防止活動促進事業		
事業実施の団体名			
事業実施の担当者	事業実施の代表者		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
			所在地
			備考
<事業の目的>			
<事業の内容>地球温暖化対策の推進に関する法律第 24 条第 2 項及び第 3 項との関連			
【指定自治体を含めた連絡調整会議の設置と開催運営業務】			
※会議構成、開催計画を記入する。			
【日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための照会・相談・助言業務】			
※実施する内容を具体的に記入する。			
【温室効果ガスの排出実態の把握、分析業務】			
※実施する内容を具体的に記入する。			
【地域における地球温暖化対策の現状及び推進状況に関する啓発・広報業務】			
※実施する内容を具体的に記入する。			
【民間の団体等における地球温暖化防止活動の活動実績調査及び活動支援業務】			
※実施する内容を具体的に記入する。			

<p><事業の効果></p> <p>【地域における地球温暖化防止活動の取組への効果】</p> <p>※補助事業効果として、その実施により、地域において地球温暖化防止活動の取組がどのように展開されるか、その見込みを具体的に記入する。</p>
<p><事業の実施体制></p> <p>※補助事業の実施体制について、補助事業者内の事業実施・経理等の体制及び関係者との協力・連携の内容・体制を記入する（別紙添付でも可）。</p>
<p><事業実施に関連する事項></p> <p>【他の補助金との関係】</p> <p>※他の国の補助金等への応募状況等を記入する。</p> <p>【指定自治体事業との関係】</p> <p>※自治体からの委託事業等との関係について記入する。</p>
<p><事業実施スケジュール></p> <p>※事業の実施スケジュールを記入する。</p> <p>※実施スケジュールは別紙を添付してもよい。</p>

注 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

地域における地球温暖化防止活動促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較し 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較し 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) の額
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目	金額	積算内訳		
(記載例) 人件費	〇〇〇			
業務費	〇〇〇			
・賃金	〇〇〇	(数量) × (単価) = 金額		
・諸謝金	〇〇〇	・		
・旅費	〇〇〇	・		
合計	円			

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）
交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット 理事長 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の補助基本額及び交付決定額は次のとおりである。
補助基本額 金 円 交付決定額 金 円
ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付要綱（平成26年4月1日環地温発第14040122号）、地域における地球温暖化防止活動促進事業実施要領（平成26年4月1日環地温発第14040123号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（平成26年 月 日地温全第 号。以下「規程」という。）に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。

7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、規程の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第3（第9条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における
地球温暖化防止活動促進事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
（注）具体的に記載する。

- 注1 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
- 2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第4（第10条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における
地球温暖化防止活動促進事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第5（第11条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における
地球温暖化防止活動促進事業）中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の期間
- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 4 中止（廃止）後の措置

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2に中止（廃止）前の金額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）後の金額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第6（第12条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における
地球温暖化防止活動促進事業）遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第12条の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

注2 「2 遅延に係る金額」については、その金額とともに、事業費と事務費の内訳を記載すること。なお、事務費については、遅延に係る事業費の遂行に関連して支出を要する経費に限ること。

様式第7（第13条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における
地球温暖化防止活動促進事業）遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	計画額(円)	実施額(円)	遂行状況

様式第8（第15条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における
地球温暖化防止活動促進事業）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）を完了（廃止）しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（平成 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 添付資料
（1）その他参考資料（領収書等含む。）

地域における地球温暖化防止活動促進事業実施報告書

事業名	地域における地球温暖化防止活動促進事業		
事業実施の団体名			
事業実施の担当者	事業実施の代表者		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
＜事業の目的＞			
＜事業の内容＞地球温暖化対策の推進に関する法律第 24 条第 2 項及び第 3 項との関連			
【指定自治体を含めた連絡調整会議の設置と開催運営業務】			
※会議構成、開催実績を記入する。			
【日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための照会・相談・助言業務】			
※実施した内容を具体的に記入する。			
【温室効果ガスの排出実態の把握、分析業務】			
※実施した内容を具体的に記入する。			
【地域における地球温暖化対策の現状及び推進状況に関する啓発・広報業務】			
※実施した内容を具体的に記入する。			
【民間の団体等における地球温暖化防止活動の活動実績調査及び活動支援業務】			
※実施した内容を具体的に記入する。			

<p><事業の効果></p> <p>【地域における地球温暖化防止活動の取組への効果】</p> <p>※補助事業効果として、その実施により、地域において地球温暖化防止活動の取組がどのように展開されるか、その見込みを具体的に記入する。</p>
<p><事業の実施体制>、<事業実施に関連する事項></p> <p>※二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における地球温暖化防止活動促進事業)交付申請書の別紙1における<事業の実施体制>、<事業実施に関連する事項>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。</p>
<p><事業実施スケジュール></p> <p>※事業の実施スケジュール(実績)を記入する。 ※実施スケジュール(実績)は別紙を添付してもよい。</p>

注1 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における地球温暖化防止活動促進事業)交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

地域における地球温暖化防止活動促進事業に要する経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7)の額	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 人件費	〇〇〇	
業務費	〇〇〇	
・賃金	〇〇〇	(数量) × (単価) = 金額
・諸謝金	〇〇〇	・
・旅費	〇〇〇	・
合計	円	

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における
地球温暖化防止活動促進事業）交付額確定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）については、平成 年 月 日付けの事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第16条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

平成 年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット 理事長 印

年 月 日
番 号

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度地域における二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域における地球温暖化防止活動促進事業) 概算(精算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定(交付額確定)の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における地球温暖化防止活動促進事業)の概算払(精算払)を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における地球温暖化防止活動促進事業)交付規程第17条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

様式第11 (第21条関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第21条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（規程第16条第1項による額の確定額）
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

注 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第12 (第23条関係)

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における
地球温暖化防止活動促進事業）平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化
炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）について、
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交
付規程第23条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施による効果（地域における地球温暖化防止活動の取組状況）

注 補助事業の実施により、報告の対象となる年度（補助事業の完了した日の属する年度
については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）において、地域
における地球温暖化防止活動の取組がどのように展開されたかを具体的に記入する。